

# 「軍事的安全保障研究」に関する 日本学術会議の声明

稿

小森田 秋夫（神奈川大学教授）

## かつてない軍事と学術との接近—声明の背景

日本学術会議は2017年3月24日、「軍事的安全保障研究に関する声明」を公表した。

日本学術会議は、創立翌年の1950年4月、「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない」とする声明を行ない、67年10月にも「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」を行なった。今回の声明は、50年前とは大きく異なり、軍事と学術との距離が難後ではなく接近してきていることを背景に出されたものである。その端的な現われが、2015年度から開始された「安全保障技術研究推進制度」であつた。同年に発足した防衛装備庁が所管するこの制度は、「民生技術と防衛が軍事的完全保障のあり方にに対する見解の相違を超えて一致しうるものとして「学問の自由及び学術の健全な発展」という視点を取り出し、2つの声明を今日の状況に即して発展的に継承することを目指したのである。

第2に「声明」は、「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない」としたうえで、「軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある」と述べている。「報告」によれば、軍事的安全保障研究とは「軍事利用を直接に研究目的とする研究」「研究結果が軍事の出所が軍事機関である研究」「研究結果が軍事的に利用される可能性がある研究」等を指す。

これまで軍事研究から距離を置いてきた大学の姿勢が問われる新たな事態を前に、日本学術会議は「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置し、10ヶ月に及ぶ審議を行なった。上記の声明は、その結果である。4月13日には、「軍事的安全保障研究について」の報告も採択されている。検討委員会の審議を終したこの「報告」も、「声明」と一体のものとして理解されるべきものである。

## 「軍事的安全保障研究」に対する基本的評価

「声明」は第1に、上記2つの声明の背景には、「科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった」とし、

「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかる研究が、空間の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する」と述べている。継承すると

いうことは、かつての声明にある「戦争を目的とする戦争」を拒否するという精神と、その後にある、科学者が戦争に動員され「科学者コミュニティが

問題が多い」という評価を与えていた。防衛装備部門は、同行職員を招いた検討委員会における審議を踏まえ、研究結果の公表を制限することではなく、特定秘密を始めとする秘密を提供することはなく、研究結果を特定秘密を始めとする秘密に指定することもないという態度を表明し、これが平成29年度の募集要項にも盛り込まれている。

しかし、このことは同制度には「問題が多い」という認識を変えるものとはなっていない。軍事的安全保障研究においては、その本性上「研究の過程でも研究後の成果に關しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり」、「自由な研究環境の維持について懸念がある」(報告)からである。続けて「声明」は、「むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民衆分野の研究資金の一層の充実である」と主張している。この主張の背景には、この間の国立大学運営費交付金の削減等により基礎研究分野を中心に行なっている中で、軍事的安全保障研究予算が顕著となっている中で、他の学術研究を財政的にいっそ圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるそれが

ある。(報告) という認識がある。

以上のような判断を踏まえて、第4に「声明」は、大学等の各研究機関には、「施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究に対する見解の相違をめぐる適切性をめぐる議論のあり方」を示すものとして理解すべきである。大学等が日本学術会議に判断を「丸投げ」することもまた適切ではない、と筆者は考えている。

その意味で重要なのは、「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機

会、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならぬ」という「声明」の最後の一節である。かつての2つの声明は、科学者コミュニティを代表する組織から発せられた声として重要な意味をもつものであったが、これをもとに軍事と学術との関係が現実にどのように展開しているかを常に注视し、学術のあるべき姿を考え続けるという社会の力を充分に生み出すものではならなかった。今回の「声明」が生きるかどうかは、このような過去の経験を克服することができるかどうかにかかる。

## 大学への「丸投げ」でもなく 学術会議への「丸投げ」

日本学術会議の新声明に対しては、軍事研究は積極的に推進すべきものだ、基礎研究者の自由な判断に委ねるべきだなどの観点からの批判がある一方、軍事研究に批判的な立場から、基本的に声明を支持する意見とともに、不十分さを指摘する声もある。ここでは、「安全保障技術研究推進制度」に對して「廃止」「禁止」など明確な態度がとられて

いないのではないか、大学等に審査制度の設置を求めるが審査の基準が明確に示されていないのではないか、という疑問にだけ触れておくことにしたい。ひとつは、「廃止」「禁止」などの言葉はないものの、「安全保障技術研究推進制度」には「問題が多い」という「声明」の批判的メッセージは、その理由とともに明確であるということである。「自衛目的」であれば許容されるという検討委員会内部にも存在した見解は採用されていない。したがって、日本学術会議は大学等に「丸投げ」しているという理解は当たらしく、この制度に応募することを明文で「禁止」していないことをさら強調する見解も、「声明」の趣旨を歪めるものである。他方、日本学術会議は、個々の研究者や大学等を拘束するような決定を行なう権限はもない。それは、同会議の「限界」であるといふよりもむしろ、「自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める」という規範(日本学術会議「科学者の行動規範」)にもとづいて、科学者が主体的に考へることを呼びかけ、また「国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う」べき大学等が自治的・自律的に判断を行なうこととするが、社会と共に真摯な議論を続けることを中心とした「学術研究の財政的・客觀性をもって公表することを尊ぶこと」が社会と連携する責任を負うべきである。

7